

1 耐震診断補助

各市町村では、次のような補助制度があります。詳細については、各市町村の担当部局にお問い合わせ下さい。

(平成26年4月現在)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率・補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は	備考	問い合わせ先 (課名、TEL)	
横浜市							10/10 定額				
									住民負担:10,000円		
							予備診断 10/10 本診断 2/3	上限 予備診断 なし 本診断 なし	○	住民負担:予備診断 なし 本診断 残額	
							多数の者が利用する建築物:診断 2/3	上限 360万円/棟		住民負担:残額	建築防災課 045-671-2943(直通)
							地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物:診断2/3	上限 360万円/棟		住民負担:残額	
							地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち 要安全確認計画記載建築物:診断5/6 (H25.11からH28.12まで)	上限 なし(限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業等)		住民負担:なし(国:補助金1/6)	
						要緊急安全確認大規模建築物:診断5/6 (H25.11からH27.12まで)	上限 なし(限度額:住宅・建築物安全ストック形成事業)		住民負担:なし(国:補助金1/6)		
川崎市							10/10 定額 7.6万円/戸				
							特定建築物:診断 2/3 特定建築物のうち特定福祉施設等:診断 10/10	上限 230万円/棟 面積が1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡ で計算される額(特定福祉施設等は除く)		住民負担:残額 特定福祉施設等... 多数の者が利用する建築物のうち、病院、老人ホーム、幼稚園、保育所、障害者施設等の災害時要援護者が多く利用する福祉施設等	建築管理課 044-200-3017(直通)
							要緊急安全確認大規模建築物:5/6 (H26.4.1からH28.3まで)	上限 1,000万円/棟		住民負担:なし(国:補助金1/6)	
相模原市							予備診断 10/10 耐震診断 2/3	耐震診断 3万円/戸+60万円/管理組合		住民負担:残額	住宅整備課 044-200-2997(直通)
							4/5	上限 8万円/戸		住民負担:残額	
							1/2	上限 3万円/戸		住民負担:残額	建築指導課 042-769-8252(直通)
						要緊急安全確認大規模建築物:5/6 (H26.4.1からH27.3まで)	上限 なし(限度額:交付金・緊急補助金と同様)		住民負担:なし(国:補助金1/6)		
横須賀市							65%	定額 8.8万円/戸		住民負担:47,000円	
							予備診断2/3	上限 12万円/棟		住民負担:60,000円	建築指導課 046-822-8319(直通)
							耐震診断1/2	上限 3万円/1住戸		住民負担:30,000円	
平塚市							-	上限 7.5万円/戸		住民負担:残額	建築指導課 0463-23-1111(代表)
							予備診断 9/10 耐震診断 1/2	上限 予備診断 18万円/棟 耐震診断 4万円/戸(区分所有者が居住するものに限り)		住民負担:残額	
鎌倉市							5/7.2	定額 5万円/戸		住民負担:22,000円	建築指導課 0467-61-3586(直通)
藤沢市							一般診断、精密診断 1/2	上限 6万円/戸		住民負担:残額	
							予備診断1/2	上限 15万円/棟		住民負担:残額	
							本診断1/2	上限 150万円/棟 面積が1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡ で計算される額		住民負担:残額	建築指導課 0466-25-1111(代表)
							要緊急安全確認大規模建築物 (幼稚園、学校、病院等):2/3 (H26.4.1からH28.3まで)	限度額上限 面積が1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡ で計算される額		住民負担:1/6(国:補助金1/6)	
							要緊急安全確認大規模建築物 (上記以外の用途):1/3 (H26.4.1からH28.3まで)	限度額上限 面積が1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡ で計算される額		住民負担:5/12(国:補助金1/4)	
小田原市							1/2	上限 4万円/戸		住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
							1/2	上限 4万円/戸かつ120万円/棟		住民負担:残額	
							特定建築物:実際に係る費用の1/2かつ右の計算にて算出した金額の2/3	上限 120万円/棟 面積が1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡ 面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡ 面積が2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡ で計算される額		住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)

	住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上減	賃貸物件が 補助対象の 場合は	備考	問い合わせ先 (課名、TEL)
茅ヶ崎市							高齢者のみかつ市民税非課税世帯 10/10 その他の世帯 2/3	上限 99万円/戸 定額 6.6万円/戸	住民負担:なし 住民負担:33,000円	建築指導課 0467-82-1111(代表)
							1/2	上限 3万円/戸(区分所有者が居住するものに限る)	住民負担:残額	
							木造自治会館に限る	定額 5万円/棟		
							沿道建築物:診断2/3 (H26.4.1からH28.3まで)	上限 200万円/棟	住民負担:1/3	
							要緊急安全確認大規模建築物:診断2/3 (H26.4.1からH28.3まで)	上限 なし	住民負担:1/6(国・補助金1/6)	
逗子市							簡易:3/4 一般:4/7	簡易:上限 1.5万円/戸 一般:上限 4万円/戸	住民負担:残額	まちづくり課 046-873-1111(代表)
三浦市							簡易:2/3 一般:1/2	簡易:上限 2万円/戸 一般:上限 2.5万円/戸	住民負担:残額	財産管理課 046-882-1111(代表)
秦野市							9/10	上限 8万5千円/戸	住民負担:残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)
厚木市							10/10	定額 3万円/戸		建築指導課 046-225-2431(直通)
大和市							10/10	上限 6.48万円/戸	(所有者が申請すれば賃貸物件の指定でも補助対象となる)	住民負担:残額
							在来木造工法・2階建 10/10	上限 6.48万円/戸	住民負担:残額	建築指導課 046-260-5425(直通)
							予備診断10/10	上限 20万円/棟	住民負担:残額	
					マンションのみ		本診断1/2 本診断2/3	一般:上限150万円/棟(面積が1,000㎡未満の場合は1,500円/㎡) 大和市地域防災計画における緊急輸送道路の通行を妨げる建築物:上限200万円/棟(面積が1,000㎡未満の場合は2,000円/㎡)	住民負担:残額	
伊勢原市						1/2	上限 5万円/戸	住民負担:残額	建築住宅課 0463-94-4711(代表)	
海老名市							簡易:2/3 一般:1/2	簡易:上限 2万円/戸 一般:上限 5万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 046-235-9392(直通)
座間市							1/2	一般:上限 5万円/戸	住民負担:残額	建築住宅課 046-252-7396(直通)
南足柄市							一般:1/2	一般:上限 3万円/戸	住民負担:残額	都市計画課建築住宅班 0465-73-8058
綾瀬市							2/3	上限 4万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0467-77-1111(代表)
葉山町							簡易:2/3 一般:1/2	簡易:定額 2万円/戸 一般:定額 2.5万円/戸	住民負担:簡易:1万円 住民負担:一般:2.5万円	都市計画課 046-876-1111(代表)
寒川町							簡易:2/3 一般:1/2	簡易:定額 2万円/戸 一般:上限 5万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
大磯町							3/4	上限 6万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
							3/4	上限 6万円/戸	住民負担:残額	
							3/4	上限 6万円/棟	(所有者が申請すれば賃貸物件の指定でも補助対象となる) 住民負担:残額	
二宮町							3/4	定額 4万5千円/戸	住民負担:15,000円	都市整備課 0463-71-3311(代表)
中井町							2/3	上限 4万円/戸	住民負担:残額	まち整備課 0465-81-3901(直通)
大井町							1/2	上限 4万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)
松田町							2/3	上限 7万円/戸	住民負担:残額	建設課 0465-84-1332(直通)
山北町							2/3	上限 2万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
開成町							2/3	上限 5万円/戸	住民負担:残額	街づくり推進課 0465-83-2331(代表)
箱根町							1/2	上限 4万円/戸	住民負担:残額	都市整備課 0460-85-9666(直通)
							要緊急安全確認大規模建築物 (ホテル・旅館):2/3 (H26.4.1からH27.12まで完了分)	上限 800万円/棟	住民負担:1/6(国・補助金1/6)	
真鶴町							2/3	定額 2万円/戸	住民負担:残額	まちづくり課 0465-68-1131(代表)
湯河原町							簡易:2/3 一般:1/2	簡易:上限 2万円/戸 一般:上限 5万円/戸	住民負担:残額	都市計画課 0465-63-2111(代表)
愛川町							1/2	上限 4万円/戸	住民負担:残額	都市施設課 046-285-2111(代表)
清川村							一般:3/4	一般:上限 7.5万円/戸	住民負担:残額	まちづくり課 046-288-3862(直通)

)マンション:3階以上かつ1000㎡以上、その他共同住宅:小規模アパート等
)特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等
)沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等
)大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)